

仕 様 書

- 1 件 名 (仮称) 多世代共生型施設カーテン等購入
- 2 品目・数量等 別紙「カーテン等明細表」のとおり
- 3 納入場所 三重県桑名市大字星川字堂ヶ峰 2 2 3 9 番 1
- 4 納入期限 令和 4 年 3 月 3 1 日まで
- 5 搬入・保証等

- (1) 購入物品は別紙の参考品又は同等品とし、参考品以外で応札する場合は、カタログ等により応札品を提示し、発注者の了解を得た後に入札すること。
なお、同等品は、参考品と価格、材質、仕様、大きさ、機能等が同等以上であり、かつ参考品と同等の安全性、耐久性が保証されるものを基本とする。
- (2) 受注者は購入物品の納入設置を行うことし、搬送、納品、設置、調整、説明等に係る費用は全て受注者の負担とする。
- (3) 納入の際、受注者は開梱、組立、取付等を行い、すぐに使用できる状態にして設置すること。ただし発注者から別途指示がある場合はこの限りではない。
- (4) 納入に際しては、必ず事前に発注者と日程調整し、指定された日時に納入すること。
- (5) 搬入の経路や納入場所における配置等詳細については、発注者の指示に従うこと。
- (6) 納入に際しては、建物や他の物品に損傷・汚損を生じないよう適切な方法により養生を行うこと。また、破損・汚損を生じた場合は発注者に報告のうえ速やかに受注者の責任で補修すること。
- (7) 作業終了後は清掃を行い、発生材等は持ち帰り、関係法令に従い適切に処理すること。
- (8) 納入日から 1 年以内に本調達物品に瑕疵又は正常な使用に関わらず不具合が生じた際は、受注者が無償で納入品の修理又は交換の処置をすること。
ただし、1 年以上の保証期間があるものについてはその保証期間とする。

6 カーテンの仕上げ寸法

受注者はカーテンを加工する前に現場で実測の上、本仕様書の縫製加工指示に従って加工すること。

7 生地 conditions

- (1) 生地は消防法第 8 条の 3 に基づく消防庁長官の認定を受けた難燃性の生地であること。
- (2) 防炎ラベルが (イ) ラベルのものであること。
- (3) 耐光堅牢度が 4 級以上、洗濯堅牢度が 5 級以上のものであること。
- (4) 収縮率が縦横共 0.5%以内のものとし、洗濯等でそれ以上の縮みが生じた場合は速やかに規定に適合するものに取り替えること。

8 カーテンの縫製加工

- (1) 窓用カーテンは、約 1.5 倍ヒダ扱いとし、カーテンフックは永久に錆びないものを使用すること。
- (2) 保育所遊戯室舞台カーテンは、約 2.0 倍ヒダ扱いとする。
- (3) 間仕切り用メッシュカーテン、メッシュなしカーテンは、必要巾（カーテンレース）プラス 15%～20%程度の余裕を見て仕上げるとともに、カーテンフックは永久に錆びず、カーテンを取り替える際、容易に脱着できるものを使用すること。
- (4) 窓用カーテンには全箇所タッセルバンドと金属製の房掛けを取り付けること。
- (5) 間仕切り用カーテンは、マジックテープ付タッセルを裾上 800mm の位置に縫い付けること。
- (6) カーテン布は、ホツレ防止されたものを使用すること。ただし、ホツレ防止されていないカーテン布を使用する場合は、上下の折り返しは二つ折とし、上部折り返しには 50mm 以上の芯地を入れ、下部折り返しは 100mm に仕上げる
- (7) 社名は表示しないこと。

9 その他

- (1) ロールスクリーンは防炎認定品であること。
- (2) ブラインドはスラット幅が 25mm のものとする。
- (3) 応札物品は、入札時点で製品化されていることを原則とする。ただし、入札時に製品化されていない物品で応札する場合には、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書及び納期が間に合うことの根拠を十分に説明できる資料等を提出すること。
- (4) 必要に応じ、所轄の消防署等関係機関への届出に対応すること。
- (5) 必要に応じ、三重県等関係機関の検査に対応すること。
- (6) 受注者は、契約締結後速やかに納入する物品の単価がわかる明細を発注者に書面で提出すること。
- (7) 本仕様書に記載されていない事項については、相互協議のうえ決定する。

以上